



精神科看護管理ニュース

Vol. **12**

発行 日本精神科看護協会

2015/02/20

1 精神および神経症状に係る薬剤投与を特定行為とする省令案に対し、 協会から反対意見を提出しました。

昨年6月の保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）の一部改正により、平成27年10月1日から、手順書に基づいて看護師が特定行為を行うための研修制度が創設されることになりました。（指定研修機関の手続き規定は同年4月1日施行）

これまで、特定行為に関する検討の過程で「抗けいれん剤」「抗精神病薬」「抗不安薬」の臨時薬剤投与を特定行為として規定することについては、日本精神科看護協会（会長：末安民生）をはじめ精神看護関係学会等から、「臨床では既に医師の包括的指示によって看護師・准看護師が問題なく実施している状況があるため、特定行為から削除すべき」との意見を提出していました。

ところが、先月17日に公示された特定行為等を定める省令案では、上記の精神および神経症状に係る薬剤投与関連（3種類）が、特定行為から削除されることなく掲載されていました。

そこで、日本精神科看護協会は今月15日にあらためて厚生労働省に対して、精神および神経症状に係る薬剤投与関連（3種類）を特定行為に規定することの危惧を表明し、看護師・准看護師が当該薬剤を従来通りの方法で投与ができる旨を省令等で示すよう意見を提出しました。

省令案および当協会の意見内容は、協会ホームページ「看護管理者の部屋」に掲載しています。

2 認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）が公表されました！

厚労省は先月27日に「認知症施策推進総合戦略～認知症高齢者等にやさしい地域づくりに向けて～（新オレンジプラン）」を公表しました。

新オレンジプランは、団塊の世代が75歳以上となる2025（平成37）年をめざし、認知症の人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることができる社会を実現することを目標にしています。

本プランの「認知症の容態に応じた適時・適切な医療・介護等の提供」の中では、入院治療において標準化された高度な専門的「医療サービス」を集中的に提供することが精神科病院の役割であるとされ、介護サービス事業所や施設と適切に役割を分担し、連携を図ることが求められています。

1/2

- 本ニュースは毎月1～2回、配信を希望された日精看会員の方にメールかFAXでお送りしています
- 本ニュースのPDFは日精看ホームページ「看護管理者の部屋」でダウンロードできます
- 配信の中止、配信先の変更は、日精看事務局までお知らせください
- 日精看事務局 〒108-0075 東京都港区港南2-12-33 品川キャナルビル7F tel 03-5796-7033 fax 03-5796-7034

さらに、入院による専門医の治療が必要とされる患者の病態像は、①妄想（被害妄想など）や幻覚（幻視、幻聴など）が目立つ、②些細なことで怒りだし、暴力などの興奮行動に繋がる、③落ち込みや不安・苛立ちが目立つこと等により、本人および介護者等の生活が阻害される場合であると明記されています。しかし、認知症の人に精神科病院における医学的な治療が必要かどうかについては、介護力、サービス支援、受け皿といった患者を取り巻く環境等によって判断が違ってくるといった実態があります。

詳しくは協会ホームページ「看護管理者の部屋」に掲載している、新オレンジプランのリンクからご覧ください。

3 労働安全衛生法の改正によりストレスチェック制度が創設されました！

昨年6月に公布された「労働安全衛生法の一部を改正する法律」により、労働者の心理的な負担の程度を把握するための、医師、保健師等による検査（ストレスチェック）の実施が事業者に義務づけられました。（従業員50人未満の事業場は当分の間は努力義務です）

本検査が義務づけられた背景には、精神障害の労災認定件数が3年連続で過去最高を更新するという状況などがありました。

昨年12月17日には、厚労省の「労働安全衛生法に基づくストレスチェック制度に関する検討会報告書」がとりまとめられ、ストレスチェックの実施方法、ストレスチェック調査票、実施後の対応などが公表されました。ストレスチェックの実施を担う職種として、医師、保健師のほか、一定の研修を受けた看護師が明記されています。

詳しくは協会ホームページ「看護管理者の部屋」に掲載している、法改正とストレスチェック制度のリンクからご覧ください。

4 【厚労省】抗てんかん薬、双極性障害治療薬「ラミクタール錠」投与患者における重篤な皮膚障害に関する注意喚起について

厚労省は今年4月4日付けで、抗てんかん薬、双極性障害治療薬「ラミクタール錠」について、重篤な皮膚障害が発現し死亡に至った症例が報告されていることを踏まえ、添付文書の「使用上の注意」を改訂するとともに、「安全性速報（ブルーレター）」により、医療関係者等に対して速やかに注意喚起を行うよう、製造販売業者に指示しました。

「ラミクタール錠」については、製造販売業者が、複数回にわたり「適正使用のお願い」を医療関係者等に配布し、注意喚起してきたところですが、平成26年9月～12月の間に、本剤との因果関係が否定できない重篤な皮膚障害を発現し死亡に至った症例が4例報告されています。

詳しくは協会ホームページ「看護管理者の部屋」に掲載している、厚労省注意喚起のリンクからご確認ください。

- 本ニュースは毎月1～2回、配信を希望された日精看会員の方にメールかFAXでお送りしています
- 本ニュースのPDFは日精看ホームページ「看護管理者の部屋」でダウンロードできます
- 配信の中止、配信先の変更は、日精看事務局までお知らせください
- 日精看事務局 〒108-0075 東京都港区港南2-12-33 品川キャナルビル7F tel 03-5796-7033 fax 03-5796-7034